

会社名 フォスター電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 岸 和 宏
(コード 6794、東証プライム市場)
問合せ先 IR・ガバナンス統括部長 久 米 清 隆
(TEL：042-546-2305)

当社は、2017年6月22日開催の第83期定時株主総会において決議された（以下「原決議」といいます。）、当社の取締役及び執行役員（社外取締役を除き、以下「取締役等」といいます。）を対象に導入している株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」）（以下「現行 BBT 制度」といいます。）について増枠すること（以下「現行 BBT 制度増枠」といいます。）、現行 BBT 制度を一部改定し、給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock）」）（以下「本制度」といいます。）へ移行すること、並びにその他所要の変更を行うこと（以下、併せて「本制度改定」といいます。）について、本制度改定に関する議案を2025年6月25日開催の第91期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、これらについては、当社の報酬諮問委員会から、現行BBT制度及び本制度の目的、中長期的

な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、相当であるとの答申を得ております。

2. 現行 BBT 制度増枠について

(1) 取締役等に付与するポイント数の上限の変更

原決議において、取締役等に付与される 1 事業年度当たりのポイント数の合計は、37,000 ポイント（うち取締役分として 29,000 ポイント）を上限とされておりますが、2025 年 3 月を終期とする 5 か年の中期事業計画目標の達成状況等に応じ、中期事業計画の最終年度分としてポイントが付与されることを勘案し、2025 年 3 月末日で終了した事業年度に関して現行 BBT 制度に基づき取締役等に付与するポイント数の合計を、94,000 ポイント（うち取締役分として 88,000 ポイント）を上限とします。

(2) 本信託への金銭の追加信託（報酬等の額）

上記（1）によるポイント数の上限の変更に伴い、本信託に、50 百万円を上限として、追加信託を行うこととします。当該追加信託は、下記 3. による本制度改定後に実施する追加信託（下記 3.（4）参照）と併せて行うことを予定しています。

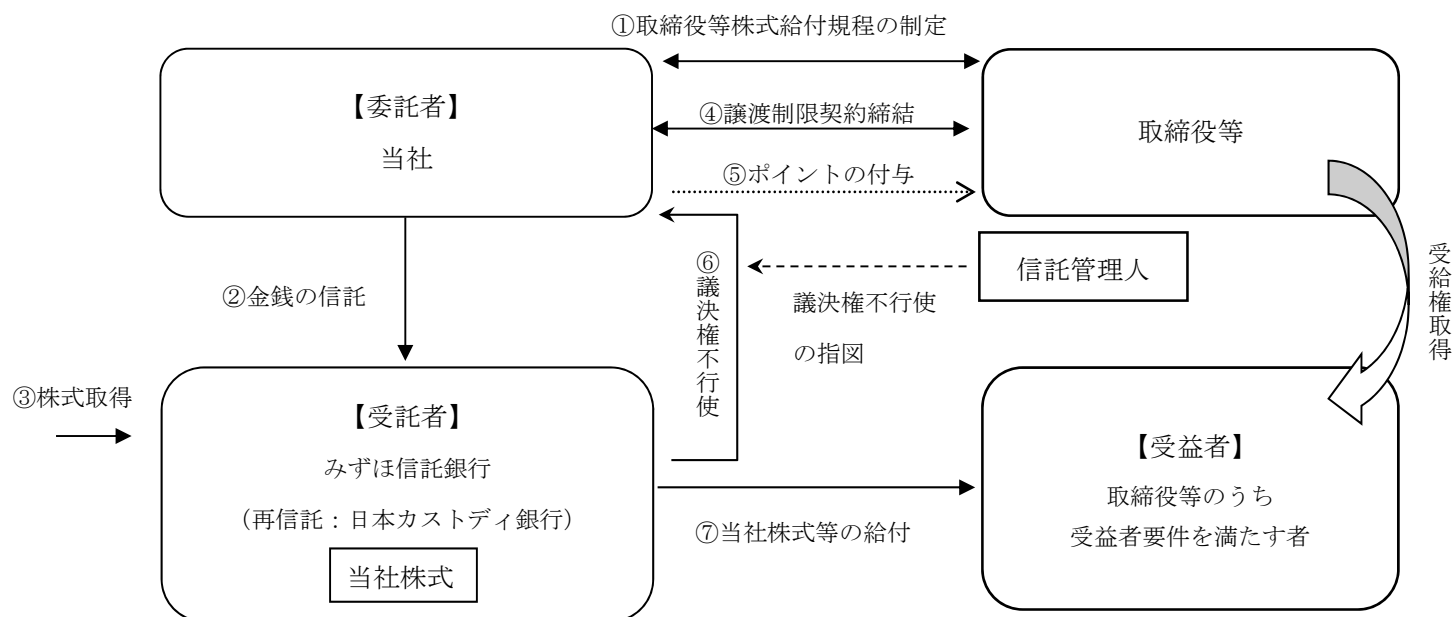
3. 本制度改定（本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容）について

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が本信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める取締役等株式給付規程に従って、当社株式等が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記 4. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、本制度への改定に伴い、本株主総会終結の時点で在任する取締役等に対して現行 BBT 制度において付与済みのポイントについては、本株主総会において本制度に関する議案が承認可決されることを条件として、本制度におけるポイントに移行することとし、当該取締役等は、本株主総会終結後における当社所定の時期に、移行後のポイントに基づき、当社株式の給付を受けることとします。当該取締役等に給付される株式についても、上記譲渡制限契約に基づき、譲渡等による処分が制限されることとなります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、取締役等株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、取締役等株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に取締役等のうち取締役等株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が取締役等株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者

当社取締役（社外取締役は、本制度の対象外とします。）及び執行役員（報酬諮問委員会により選定された者とします。）

(3) 信託期間

2017年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、取締役等株式給付規程の廃止等により終了します。）

（４）信託金額

当社は、現行 BBT 制度に基づき、株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を、本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しています。当社は、原決議により承認を受けた範囲内で、信託期間開始時（2017 年 8 月）に、2018 年 3 月末日で終了した事業年度から 2020 年 3 月末日で終了した事業年度までの 3 事業年度を対象として当社の取締役等への株式給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、218,892,000 円を本信託に拠出しています。その後、2022 年 2 月に 50,000,000 円、2024 年 2 月に 68,922,000 円を本信託に追加拠出しています。本信託の信託財産内に残存する当社株式及び金銭は、本株主総会において本制度改定に関する議案の承認可決による制度改定後、現行 BBT 制度及び本制度に基づく給付の原資に充当することとします。

本株主総会で、本制度改定に関する議案の承認を条件として、現行 BBT 制度を本制度に改定し、2026 年 3 月末日で終了する事業年度から 2028 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下、当該 3 事業年度の期間及び当該 3 事業年度の経過後に開始する 3 事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。

（５）本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（４）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（６）のとおり、1 事業年度当たり 80,000 ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は 240,000 株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示します。

（６）取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、取締役等株式給付規程に基づき役位を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される 1 事業年度当たりのポイント数の合計は、80,000 ポイント（うち取締役分として 60,000 ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しています。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（７）の当社株式等の給付に際し、1 ポイント当たり当社普通株式 1 株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合に

は、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数600個の発行済株式総数に係る議決権数223,975個（2025年3月31日現在）に対する割合は約0.27%です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、下記（7）の受益権確定時まで当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（7）当社株式等の給付

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）により定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、取締役等株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記4.のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、報酬諮問委員会が、取締役等としての職務の懈怠、その他法令違反行為（職務遂行上のものに限られない）があったと認める場合等は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

（8）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（9）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、取締役等株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

（10）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、取締役等株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の

残余財産のうち、金銭については、上記（９）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

４．取締役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が本制度に基づき、在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社における役員たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

取締役等が、当社における役員たる地位の全てを正当な理由により退任又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容とします。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託 (BBT-RS)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者 : 株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 取締役等のうち取締役等株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦本信託契約の締結日 : 2017 年 8 月 16 日
- ⑧金銭を信託した日 : 2017 年 8 月 16 日
- ⑨信託の期間 : 2017 年 8 月 16 日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以 上